

第2章 鉄軌道交通の安全に関する施策

第1節 鉄軌道交通環境の整備

1 線路施設等の点検及び整備

鉄軌道交通の安全を確保するためには、基盤である線路施設について常に高い信頼性を確保する必要があり、土砂崩壊、落石、雪崩等による施設の被害を防止するため、防災設備の整備を促進するとともに、鉄軌道事業者に対し、適切な保守及び整備を実施するよう指導する。

地方中小鉄道については、平成14～15年度に実施した安全性緊急評価の結果に基づき策定した保全整備計画により、施設、車両等の適切な維持・改修等の促進を図る。

駅施設等については、高齢者、身体障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、転落防止設備等の整備によるバリアフリー化を推進するとともに、プラットフォームからの転落事故に対しては、列車の速度が高く、かつ、1時間当たりの運行本数の多いプラットフォームについて、非常停止押しボタン又は転落検知マットの整備、プラットフォーム下の待避スペースの確保など適切な安全対策の推進を図る。

る。

2 運転保安設備の整備

列車運行の高速化・高密度化に対応し、列車運行の安全確保を図るため、列車集中制御装置（CTC）の整備を促進するとともに、既設の自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備を行う。

3 鉄道構造物の耐震性の確保

鉄道構造物の耐震性を確保するため、新設構造物については耐震設計基準（平成10年）を適用するとともに、既存構造物については高架橋等の耐震補強を適切に実施するよう鉄道事業者に対し指導する。

4 地下鉄道の火災対策の推進

地下鉄道の火災対策基準に適合していない地下駅等について、引き続き所要の火災対策施設の整備促進を図る。

第2節 鉄軌道の安全な運行の確保

1 乗務員及び保安要員の教育の充実及び資質の向上

鉄軌道の乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容及び教材について、教育成果の向上を図るよう指導する。また、乗務員及び保安要員の適性の確保を図るため、適性検査を定期的実施するよう指導するとともに、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。

2 列車の運行及び乗務員等の管理の改善

列車の運行状況を的確に把握し、輸送障害等の異常時に際して、鉄軌道事業者が迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう教育訓練を強化すると

ともに、運行管理体制の充実を図るよう指導する。

また、乗務員等がその職務を十分に果たし、安全運転を確保できるよう、就業時における心身状態の把握を確実に行うなどにより、職場における安全管理を改善するよう指導する。

さらに、平成9年度から「鉄道係員に関する安全指針整備のための調査研究」を行っており、17年度は、運転士等に対する眠気や漫然運転等による運転ミスについて調査研究し、鉄道の安全を図るよう指導する。

3 鉄軌道交通の安全に関する知識の普及

踏切事故等鉄軌道の運転事故及び置石・投石等の